

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 令和6年相続税の申告事績

Q : 令和6年の相続税の申告事績が国税庁から公表されたそうですが、どのような内容でしたか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

国税庁が公表した令和6年分の相続税の申告状況によると、相続税が課税された人の割合が初めて10%を超えました。令和6年中の死亡者数（被相続人数）は約160万5千人で、このうち相続税の申告が必要だった人は約16万7千人となり、課税割合は10.4%に達しています。

相続税の課税価格（課税対象となった財産の合計額）は約23兆3,846億円で、前年より8.1%増加しました。また、実際に納める相続税額の合計も約3兆2,446億円となり、いずれも基礎控除が引き下げられた平成27年分以降で過去最高を更新しています。

相続財産の内訳を見ると、最も多いのは現金・預貯金で約8兆5,602億円、有価証券が約4兆3,676億円と続いています。これらは近年の資産価格の上昇や、高齢者の資産蓄積が背景にあると考えられます。

また、令和6事務年度の相続税調査では、実地調査が9,512件行われ、追徴税額は824億円とこちらも高水準でした。申告漏れや財産の把握漏れに対する調査は年々厳しくなっています。今回の結果から、相続税は一部の富裕層だけの問題ではなくなりつつあり、早めの相続対策や正確な申告の重要性が一層高まっていることがうかがえます。

